

一般財団法人福岡県建築住宅センター

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める一般財団法人福岡県建築住宅センター低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人福岡県建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施する、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第 号。以下「法」という。）第53条第1項の低炭素建築物新築等計画の法第54条第1項に定める認定基準への適合に係る技術的審査（以下「技術的審査」という。）に係る料金について、必要な事項を定める。

(技術的審査に係る料金の額)

第2条 業務規程第12条に規定する技術的審査に係る料金の額は、技術的審査依頼一件につき、住宅の戸数の区分により、別表1に掲げるとおりとする。

(附則)

この規程は、平成24年12月4日より施行する。

(附則)

この規定は、平成27年4月1日より施行する。

(附則)

この規定は、令和3年4月1日より施行する。

(附則)

この規定は、令和4年10月1日より施行する。

(附則)

この規定は、令和5年3月15日より施行する。

(附則)

この規定は、令和7年4月1日より施行する。

別表1 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金
(特記なき限り、消費税込(税率10%)とする)

(単位:円)

	申請種別	料 金
一戸建ての住宅	単独申請	39,600
	併願申請	12,100
共同住宅等	単独申請	23,100+16,500×住戸数 ※共用部がある場合は、共用部料金として352,000円を加算する。
	併願申請	12,100+5,500×住戸数 ※共用部がある場合は、共用部料金として176,000円を加算する。

※計画変更の場合の料金は上記審査料金の2分の1の額とする。ただし、申請書の記載事項のみの変更については、2,200円とする。

※併願審査対象業務はセンターで行う設計住宅性能評価(所定の等級が満たされている場合に限る)、長期使用構造等確認とする。

※併願申請の料金は次の条件の全てに該当する場合に適用する。

- ①申請時に併願申請対象業務の申請である旨が申告されていること。
- ②併願対象申請業務の申請が本業務の申請より前、又は同日に行われていること。
- ③本業務の申請内容が、併願申請対象業務のいずれかと同じ申請範囲・計算内容(本業務の申請時点で国立研究開発法人建築研究所のHPに公開されている計算プログラムを利用して同一の入力内容(太陽光発電設備の設置の有無については除く。)で再計算したものを含む。)であること。
- ④併願対象申請業務と同一の窓口申請すること。

※適合証の郵送を希望する場合は2,200円を加算する。